

お知らせ

みんなに安心 預金保険制度

金融庁・預金保険機構

預金保険制度により、決済用預金※(当座預金や利息のつかない普通預金等)は、全額保護されます。

※決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。どの預金が決済用預金に該当するかについては、各金融機関にご確認ください。

定期預金や利息付きの普通預金などは、金融機関毎に預金者1人あたり、元本**1,000万円**までとその利息等が保護されます。
(それを超える部分は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われることがあります)
(一部カットされることがあります)。

預金保険制度の対象となっている金融機関

- 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫連合会
- 信金中央金庫
- 全国信用協同組合連合会
- 株式会社商工組合中央金庫
- 銀行(日本国内に本店のあるもの)
- 労働金庫

※株式会社ゆうちょ銀行も預金保険制度の対象金融機関です。

預金保険制度についてのご質問等は預金保険機構もしくは最寄りの財務局まで。

預金保険機構 tel. 03(6262)5945

金融庁 tel. 03(3506)6000

全国の各財務局の連絡先は、金融庁ウェブサイトよりご確認ください。



▲各財務局の連絡先

預金等に関する重要事項のお知らせ

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律では、お客さま保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務づけています。当金庫の預金等に関する重要事項は以下のとおりです。当金庫でお取引される際には、預金規定、各商品説明書、契約締結前交付書面等のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

1. 国内円預金(当座預金、別段預金、利息のつかない普通預金、利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金等)について

- 預金保険制度の対象となる預金です。
- 預金保険による保護の範囲は次のとおりです。

預 金 等 の 分 類	保 護 の 範 囲
当座預金、別段預金、利息のつかない普通預金 (決済用預金(注1)に該当する預金です)	全 額 保 護
利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、 貯蓄預金、通知預金、納税準備預金等	定 額 保 護 合算して元本1,000万円までとその利息を保護(注2) 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります(金額が一部カットされることがあります)。

(注1) 決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金で、全額保護されます。

(注2) 「利息」には定期積金の給付補てん金を含みます。また、当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金等の元本を合計して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。

※振込み等の仕掛かり中の決済資金は全額保護されます。また、預金小切手(預手)、送金小切手(送手)は原則として全額保護されます。

※定期預金、定期積金、通知預金等を中途解約される場合には当金庫所定の中途解約利率が適用され、お客さまが期待される受取利息等を下回る場合があります。

2. 保険商品について

- 預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 払込み済み保険料の返済は保証されておりません。

3. 預金以外の金融商品について

債券、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

金銭債権等と預金等との誤認防止について

当金庫で取扱っている投資信託、保険商品について、次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- 投資信託、保険商品は預金ではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託、保険商品は、払込みいただいた金額が保証されている商品ではありません。
- 投資信託、一部の保険商品の運用による損益は、各商品を購入されたお客さまに帰属いたします。

貸金庫をご利用のお客さまへ

貸金庫に現金や危険物等は保管いただけません。

マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の不正利用を防止する対応として、**貸金庫に現金や危険物等は保管いただけません。**ご利用中の全てのお客さまへ、利用目的等の確認をお願いしています。ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

口座登録法・口座管理法に基づく業務の全面開始について

当金庫では、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下、口座登録法)および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(以下、口座管理法)に基づき、2025年4月1日より下記の業務の受付を開始しました。

口座登録法(公金受取口座登録制度)

マイナンバーと預貯金口座をあらかじめ登録しておくことで、緊急時の給付金や児童手当等の公的給付金についてスムーズな申請・給付を受けられる制度です。マイナポータルでの登録に加えて、当金庫窓口でもお申し込みが可能です。

口座管理法(預貯金口座付番制度)

預貯金口座をマイナンバーで管理(付番)できる制度です。相続時または災害時に預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報等の提供を受けることができます。当金庫では、お客さまの希望により、一度に複数の金融機関の預貯金口座へマイナンバーの届出を行うことが可能です。

■デジタル庁リーフレット



▲口座登録法



▲口座管理法

法人口座を開設されるお客さまへ

事業実態のない法人名義での口座開設、口座売買、詐欺や犯罪資金の受け皿としての悪用等、法人口座を悪用した金融犯罪被害が拡大しています。当金庫では被害防止や反社会的勢力との関係遮断のため、法人のお客様の口座開設時には下記書類による確認および事業実態等についてご説明をいただいておりますので、ご協力をお願いいたします(法令改正に伴い、2016年10月より確認方法が一部変更となりました)。

確認させていただく主な書類等

- 履歴事項全部証明書
- 法人の印鑑証明書
- 来店者さまの「公的な本人確認資料」(運転免許証、パスポート等)
- 来店者さまが法人を代表して取引を行う権限委任について確認できる書類(委任状等をお持ちください。登記事項証明書に役員として登記されている方であっても、代表者として登記されていない場合は委任状が必要です)

口座開設の目的や事業内容、実質的支配者等についてご説明をお願いします。

- 主な事業内容についてご説明をお願いします。登記上、事業目的が多岐にわたる場合、その内容についてもご説明をお願いします。なお、会社案内や製品案内のパンフレット、官公庁から発行された書類等、事業内容がわかるものがあればご提示ください。
- 実質的支配者についてご説明をお願いします(議決権の保有その他の手段により、当該法人を支配する個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認します)。
- ご説明をお聞きした結果、口座開設をお断りすることがあります。また、ご提示いただいた資料等の内容について確認させていただくため、ご回答まで一定の日数を要することがありますのであらかじめご了承ください。
- 口座開設後は取引状況を随時モニタリングし、継続的にお客様情報及び口座を管理いたしますのでご協力ください。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

2026年4月現在
(店頭用)